

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和2年2月17日

千葉県選挙管理委員会委員長 長谷川 康博

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
平澤昭敏	平沢あきとし後援会	平成31年3月31日
榎本貞夫	榎本貞夫後援会	令和元年9月28日
江原俊光	江原としみつ後援会	令和元年11月30日
山田繁子	山田繁子後援会	令和元年12月1日
宇野裕	政裕会	令和元年12月31日
福谷章子	福谷章子と市民自治を進める会	令和元年12月31日
山本友子	山本友子と市民ネット	令和元年12月31日